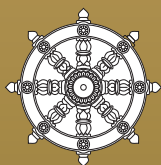


# ZENBUTSU 全仏

No.  
614



仏暦2558年11月  
[2015年]

## CONTENTS

### 改めて「コンセンツの向こう側」を考ふる③

一般社団法人共同通信社 編集・論説委員 井田 徹治 .....	2
全日本葬祭業協同組合連合会創立60周年記念全国神奈川大会 記念パネルディスカッション「お葬式の必要性を考ふる」開催 .....	4
埼玉県佛教青年会40周年記念大会開催 マイナンバー制度の対応について 賛助会員新会員ご紹介 .....	5
救援基金寄付者一覧 .....	6
本会「救援基金」へご寄付のお願い .....	7
寺院が知っておきたい法律知識 .....	8

公益財団法人



全日本仏教会  
WFB (世界仏教徒連盟) 日本センター

# 改めて「ロンセントの向う側」を考える ③

## 原子力発電から再生可能エネルギーへ

一般社団法人共同通信社

編集・論説委員

井田

(いだ)

徹治

(てっじ)



原発推進の大きな理由の一つは

「このままでは電力不足に陥り、大規模な停電など大きな社会的混乱を招く」というものだった。だが、最近ではこんな言説はほとんど聞かれなくなった。東京電力福島第一原発事故以来、社会の各方面で省エネが急速に進み、固定価格買い取り制度のおかげで太陽光を中心とする再生可能エネルギーが急速に拡大したため、真夏のピーク時に原発が稼働していなくても、電力需給が逼迫するリスクは極めて小さくなってきているのが実情だ。

大手電力九社は原発の再稼働を前提とせずに今夏の電力需給見通しをまとめた。電力需要のピークに対する供給余力を示す「供給予

備率」は、九社全てが安定供給の

目安となる三%を確保した。九社合計の予備率は六・八%で、原発がなくとも供給は可能だとの見通しだった。原発依存度が高かった九州電力と関西電力は、それぞれ予備率が三%ぎりぎりだったが、猛暑にもかかわらずこの夏のピークを原発なしで乗り切った。

最も原発への依存度が高く、大阪という大消費地を抱える関西電力管内でこの七月と八月に供給力に対する需要の割合である使用率が「やや厳しい」とされる九〇%以上になったのは計四日だけ。昨年の夏より一〇日少なく、「厳しい」とされる九五%以上の日はゼロだった。関西電力の需給が逼迫

しなかった背景には太陽光発電の拡大がある。関西電力によると、管内の太陽光発電の導入量は約三〇〇万千瓦ワットとなり、三年で三倍超に急増した。特に夏場は、出力が落ちる悪天候時は電力需要が減り、晴天で猛暑なら発電量も増えるという太陽光発電効果が発揮され、ピーク乗り切りに大きな役割を果たした。

省エネも進んでいる。一九八三年に五〇〇億キロワット時を超えた日本の電力需要は右肩上がりが増え続け二〇〇七年には九六〇億キロワット時に達した。「資源価格の高騰が続く中、電力需要は今後とも増加が予想される」というのが政府や電力会社が原発を推進する根拠となっていたのだが、事故翌年の二〇一二年の消費量は八七六億キロワット時と大幅に減り、以降、ほとんど横ばいが続いている。ピーク時に比べて一〇%マイナス程度の省エネは社会に定着したとみてよく、この傾向は今後も続くと思われる。政府が原発事故以降、進めている電力システム改革もこの傾向を後押しするだろう。これまで電力

会社は管内の市場をほぼ独占的に支配してきた。各社が供給エリアを越えた送電線網の整備や電力の融通に消極的だったのはこのためだ。だが、政府はこの四月、電力システム改革の一環として電力の融通を強制的に指令したり、広域融通を念頭に送電線網を整備したりする「電力広域的運営推進機関」を発足させた。来春には実施される電力小売りの全面自由化によって、電力会社の大きな収入源だった家庭の電力販売の地域独占が崩れる。「電力不足対策」「電力の安定供給」を理由にした原発推進の根拠はさらに薄いものとなるだろう。

### 地域発の分散形発電を

世界的に見ても原子力が世界の電力供給に果たす役割は極めて限定的なものとなっている。欧州の電力コンサルタントによると、二〇一四年、世界の原発の発電量は前年よりやや増えて二兆四一〇〇億キロワット時だったが、日本の原発停止も一因となって、最も多かった二〇〇六年比ではマイナス一〇%になっている。総発電量に

占める比率は一一%弱でこの三年間変わらず、一九九七年の一七・六%をピークに減少傾向にある。

発電コストが上昇し、特に先進国では退潮が目立つ原子力に変わって台頭しているのが再生可能エネルギーで、今や世界の電力供給の主流の一つにまで成長した。多額の投資が再生可能エネルギー開発に向かい、技術の進歩とあいまって蓄電池などの関連装置を含めて低価格化が急激に進んでいる。日本、中国、ドイツなど八カ国で、再生可能エネルギーの発電量が原発の発電量を超えている。

日本のエネルギー政策は依然として原発や石炭火力といった「大規模集中型」発電を中心としているが、米国を含めた先進国では再生可能エネルギーを中心とした「小規模分散型」の発電による電力の地産地消への大転換が急速に進んでいる。政府の政策や大電力会社の思惑とは裏腹に日本の電力供給もこの大転換と無縁ではいられない。

今、日本のエネルギーシステムの中で最も重要なことは地域発の再生可能エネルギー開発の拡大

だ。原発事故から間もなく五年。日本各地で地域に根ざした事業が次々と立ち上がっている。これらの事業に積極的に融資をしようという地域の金融機関も増えている。電力の地産地消によってこれまで燃料費の購入という形で域外に出ていた資金が地域にとどまり、事業収入を産み、新たな雇用やビジネスチャンスを生むという良循環が始まっている。デンマークやドイツなど再生可能エネルギーが拡大している国の多くでは、地域の個人や協同組合の出資によって風車や太陽光発電所が建設され、収益が立地地域に還元されるという姿が当たり前のものとなっている。

### 「地域のリーダー」としての倍倍の役割

原発事故までエネルギー問題やエネルギー政策と無縁だった地域の事業者がその中心となっていてのが特徴の一つで、福島県会津地方の「会津電力」を中心になって立ち上げたのは地域で古くから続いている日本酒メーカーの社長だったし、神奈川県小田原市で太陽

光発電事業に取り組み「ほうとくエネルギー」の中心の一人は地域のかまぼこ製造販売業者だった。重要なのはこのような「地域のリーダー」の存在だ。

デンマークには再生可能エネルギーでの電力供給を進め「再生可能エネルギー○○%の島」となったサムソ島とロラン島という二つの島がある。前者は高校の理科の先生、後者は市議員とそれぞれのバックグラウンドは異なり、それぞれのアプローチも異なるが共通しているのは、地域の人々の信頼を勝ち得て事業を進めるリーダーがいたことだ。地域社会での合意をまとめ、資金を集めて再生可能エネルギー開発を進める上で、このようなリーダーの存在は不可欠である。

サムソ島の地域のリーダーであるソレン・ハーマンセン氏が「他人が立てた風車だとその音がうるさくて仕方ないが、自分たちで立て、収益が少しでも自分たちのものになるとなれば、風車の音がしない方が心配になってくる」と地域主導の事業の重要性を筆者に語ってくれたことが印象に残っている。

る。

地域社会に古くから根ざし、様々な形で地域住民から深い信頼を得ている仏教者の方々が、一人でも多く、日本の将来にとって重要な地域発のエネルギー革命の主要の一人となることを願って、本シリーズの結びとしたい。(了)

#### ●プロフィール

井田 徹治(いだ・てつじ)

一九五九年十二月東京生まれ。

主な社会活動 山階芳麿賞選考委員、学習院大学法学部非常勤講師、世界自然保護基金ジャパン評議員、環境パートナーシップ等運営委員、低炭素杯アドバイザリーボードメンバー、経済産業省CCSのあり方に向けた有識者懇談会委員、産業技術総合研究所 地圏資源環境研究部門外部評価委員、産業技術総合研究所メタンハイドレート研究センター外部評価委員、日本自然保護協会評議員(予定)など。

次回から、「キャンパスカルト」について連載予定です。



# 全日本葬祭業協同組合連合会創立六十周年記念全国神奈川大会 記念パネルディスカッション「お葬式の必要性を考える」開催

全日本葬祭業協同組合連合会（以下全葬連）は昭和三十一年に全国の十六事業者団体が集まり、同年に第一回東京大会が築地本願寺にて開催され、以後毎年全国各地で大会が催されている。

十月六日に標記大会が横浜ロイヤルパークにて開催され、約四百名が参集。式典は十二時三十分より開会し、国歌



記念パネルディスカッション

斉唱、組合員物故者への黙祷ののち、開催地の石井時明神奈川県葬祭業協同組合理事長が挨拶。次に松井昭憲全葬連会長挨拶ののち、吉川伸治神奈川県副知事、岸宏一自由民主党参議院議員等、多数の来賓が祝辞を述べた。

式典終了後、記念講演「感染症の考え方と対応」が篠崎尚史氏を講師に行われ、全葬連各部事業活動報告の後、記念パネルディスカッション「お葬式の必要性を考える」を四名のパネリストを招いて開催された。

佐伯美智子日本消費者協会専務理事は、葬儀に関する最新アンケート結果をもとに「葬儀を経験して困ったこと」「アフターサービスについての意見・要望」等を解説。自身の体験として身内の葬儀を行った際に「葬儀社は丁寧に説明してくれたが、（身内の死によるショックで）内容を覚えていなかった」と語り、トラブルを避けるためには「個々の遺族に適した企画力・提案力・説明力を発揮すること」が葬祭事業者に求められていると語った。

戸松義晴本会理事は、浄土宗総合研

究所での調査結果をもとに寺院や僧侶、葬祭事業者に何が求められているかについて解説。僧侶が「葬儀、年回法要は遺族の心の慰めになっている」と考えているのに対し、遺族は「一％しか心の慰めになつたと感じていなかった」等、遺族と寺院の意識のズレについて解説。葬儀を意味あるものにするためには「僧侶、葬儀社どちらの資質が低くても葬儀は台無しになってしまう。資質の向上に向けて研鑽し、お互いが切磋琢磨していく事が肝要」と述べた。

カール・ベッカー京都大学こころの未来研究センター教授は、身内の死に直面した遺族は悲嘆に暮れてしまい、悲嘆の治癒が行われないと精神疾患、自殺、病气等、かつて日本人が「祟り」と呼んでいた現象が続発し大きな社会的損失を招く事が欧米で統計・報告されていると述べ、予防には定期的な「グリーフケア会」が活用されている事例を紹介。「故人を知る人が集まり、故人について語るパーティを行う」というグリーフケア会の様式は日本の年回法

要の姿そのものであり、遺族の悲嘆を癒すには、葬儀が重要な位置を占めている、と葬儀の重要性を強く述べた。

マーク・ポーリエ国際葬儀連盟会長は諸外国の葬儀に関する現状について解説。カナダでは二十年前から「葬式の費用が高すぎる」と考える人が増え、直葬が多く行われた。しかし、直葬を体験した次の世代が葬儀を行う現代では「昔の葬儀のように沢山のお金をかけたわけではないが、直葬ではない中規模の心のこもった葬儀をしたい」と考える人が増えてきたという葬儀様式の変化について述べ、こうした変化が今後日本でも起きてくるのでは、といった予想を述べ、その後、質疑応答が行われた。

パネルディスカッション終了後、同会場にて懇親会が開催され、齋藤明聖本会理事長が祝辞を述べた後に乾杯の発声があり、終始和やかな時間が流れた。



祝辞を述べる齋藤明聖理事長

# 埼玉県佛教青年会 四十周年記念大会開催



講演を行う正木晃氏

正木氏は諸外国の仏教が近代化の影響を受けて、次々と本来の姿を崩していく現状を述べた後「二十一世紀に対応できる仏教は、日本仏教しかないかもしれない」と日本仏教への期待を語った。

一方、僧侶への課題として、檀信徒が僧侶に求めているものが僧侶側の認識と一致しておらず、大きな「ずれ」が生じているとし、参加型宗教・実践的宗教といった「二十一世紀型宗教の六条件」や、『いま求められる「僧侶の品格」の五条件』を紹介した。

埼玉県佛教青年会は、百三十年余の歴史を持つ一般社団法人埼玉県佛教会が昭和五十年に「埼玉佛会館」を完成させた際に発足。以来、老人ホーム「尚和園」での合同供養祭をはじめ地域に根ざした行事を通じ県佛教会との連携を深めていく一方「仏教のもつ力をもっと広くアピールしたい」「自分たちの研鑽の場を設けたい」といった目標を掲げ活動を展開している。

この度創立四十年を迎え、九月三十日に浦和ワシントンホテルに於いて標記大会を催し、県内青年僧をはじめ、関係者を含めて約百二十名が参集した。

三浦清志実行委員長の開会挨拶の後、慶應義塾大学文学部・立正大学仏教学部非常勤講師の正木晃氏を講師に記念講演「お坊さんのための「仏教入門」」が行われた。

その後、金峯山修験本宗田中利典前宗務総長、曹洞宗葛西好雄永見寺住職を交えパネルディスカッションが行われた。田中師は行の重要性を語ることもに『仏教系の大学では「靈魂は存在しない」と教える先生も多いが、葬儀の現場で困るのでは?』と疑問を投げかけ、葛西師は「引導を渡すということは故人が生前熱心な仏教徒だった、という証明の為に導師が来ているのでは」等、正木氏が講演で語った「ずれ」の実態に関し、より深い議論が行われた。

終了後、同会場にて記念祝賀会が催され、萩原裕史埼玉佛教青年会会長の御礼挨拶の後、倉澤豊明本会事務総長の祝辞を西野良嘉本会広報文化部長が代読。青年僧という同年代の集まりの中、和やかな雰囲気祝賀会となった。



## マイナンバー (共通番号) 制度の対応について

### — ご留意ください! —

平成27年10月5日より各市町村から住民票を持つすべての個人に向けて、世帯ごとに「通知カード」が郵送され、12桁の個人番号が付与されます。平成28年1月以降の税と社会保障に係る手続きに利用されることとなります。

- ①各ご寺院が行う税や社会保障に係る手続きに当該個人番号が必要となるため、各個人から番号を収集する必要があります。個人番号を収集する対象者は、役職員等（税務署に源泉徴収票を提出する者等）、報酬・謝金・顧問料等の支払先（税務署に支払調書を提出する者）となります。
- ②各個人から預かった個人番号を含む情報は、個人番号のプライバシー情報等としての重要性や漏洩リスク回避のため、個人番号取扱対応や安全管理措置が要求されます。管理担当者を決め、管理場所や管理の道具（PC等）を特定するなどの管理を行ってください。

各ご寺院におかれましては、個人番号の管理に十分ご留意下さい。

賛助会員新会員

株式会社 カナメ (建築)

ご入会いただきありがとうございます

# 「救援基金」

## 寄付者一覧

二〇一四年十一月一日～

二〇一五年九月三十日

(掲載順不同敬称略)

### 東日本大震災等

- 小千谷市仏教会 (新潟県)
- 金剛院 (東京都)
- 齊藤清美 (親類一同) (福岡県)
- 町屋光明寺住職 大洞 龍徳 (東京都)
- 菊川市仏教会菊川支部 (静岡県)
- 鈴木三生 (福井県)
- 学校法人駒込学園
- 正泉寺 野澤 隆幸 (神奈川県)
- 神奈川県葬祭業協同組合
- 自由民主党衆議院議員 河村 建夫
- 元衆議院議員 保利 耕輔
- 大本山 円覚寺 (神奈川県)
- 浄土真宗本願寺派奈良教区添下組
- 若院会会長 鳥見 浩憲
- 青森県仏教会
- 真言宗御室派
- 顕本法華宗
- 公益財団法人 仏教伝道協会
- 北条仏教会 (愛媛県)
- 高野山真言宗 社会人権局
- 井上一生 (埼玉県)
- 松原真人 (岡山県)

小川昌美 (東京都)  
匿名希望 六件  
合計

三百七十八万九千六百八十円

### ネパール大震災

- 長専院 (東京都)
- 寂光院 松平 實胤 (愛知県)
- 小川 昌展 (東京都)
- 維新の党衆議院議員 松木 謙公
- 株式会社 京念珠 刑部
- 栃木県仏教会
- 建福寺 安野 正樹 (埼玉県)
- ティケイヘンデルアート 黒塚 利治
- 圓福寺 信田 智彦 (秋田県)
- 臨濟宗妙心寺派宗務本所  
(臨濟宗妙心寺派花園会本部)
- 念法眞教
- 太福寺 佐久間 大道 (兵庫県)
- 萬福寺 安本 利正 (東京都)
- 玉林寺 長谷 琢堂 (東京都)
- 光泉寺 松山 公顯 (愛知県)
- 有限会社 新宿アカウンティングオフィス
- 全日本宗教用具協同組合
- 一般財団法人 埼玉県佛教会
- 民主党衆議院議員 前原 誠司
- 山梨県仏教会
- 時宗
- 新潟県仏教会
- 大阪府佛教会
- 高野山真言宗
- 真言宗中山寺派 大本山 中山寺

東京都仏教連合会  
善光寺 (長野県)

全日本葬祭業協同組合連合会

浅草寺 境内募金活動 (東京都)

真言宗智山派

高野山東京別院

狩野 成彦

青森県仏教会

真言宗豊山派福祉基金

総本山 朝護孫子寺 (奈良県)

名古屋葬祭業協同組合

荏原仏教会 (東京都)

能代仏教会 (秋田県)

水口地区佛教会 (滋賀県)

一般社団法人 徳島県仏教会

天台宗 一隅を照らす運動総本部

福岡県仏教連合会

宮崎県仏教連合会

慶安寺 檀信徒一同 (東京都)

神奈川県仏教会

〇サンゼルス仏教各宗連合会

真言宗善通寺派所属寺院一同

総本山 善通寺 (香川県)

大本山 大覚寺 (京都府)

西山浄土宗 総本山 光明寺

法華宗 (本門流)

匿名希望 八件

合計 一千六百十四万三千五百九十四円

平成27年9月関東・東北豪雨

青森県仏教会

大阪府佛教会  
栃木県仏教会

武田昭英 (広島県)

圓満寺 西郊 良光 (神奈川県)

顕本法華宗

匿名希望 三件

合計

四十三万五千元

総計

二千二十六万八千二百七十四円

ご支援、誠にありがとうございました。

## 東日本大震災支援報告書

- ・第1次～第2次
  - ・第3次～第5次
  - ・第6次～第7次
  - ・第8次～第9次
- 下記アドレスから  
ご覧いただけます



[http://www.jbf.ne.jp/activity/rescue\\_operations.html](http://www.jbf.ne.jp/activity/rescue_operations.html)

# 本会「救援基金」へご寄付のお願い

## — 「寄り添う」活動にご支援を —

本会では、国内外における甚大な自然災害救援や人道的支援等に対して緊急且つ迅速な対応をすべく「救援基金」を常時開設しております。

9月に発生した台風18号の影響による「関東・東北豪雨」では、死傷者と約1万9千戸に住宅被害が出てしまいました。また、震災被災地では、復興途中における地元住民の方々に対する「心のケア」をはじめとした僧侶の支援活動が求められていますが、「救援基金」に寄せられた金額が減少の一途を辿り、支援の継続が困難になりつつあります。

今後も被災地に「寄り添う」活動を支援いたしたく、皆さまからの温かいご浄財を下記口座までお送り下さればありがたく存じます。



法華宗(本門流)より本会「救援基金」へ義捐金を手交  
左:齋藤明聖本会理事長 右:二瓶海照法華宗(本門流)宗務総長

【郵便振替口座】

口座番号 00110-9-704834  
口座名義人 全日本仏教会救援基金

●本会「救援基金」への寄付は東京都の条例指定対象寄付金です。寄付を行った個人・法人の方は、所轄の税務署へ本会発行の領収証を添付して申告することにより、所得税の寄付控除の適用が受けられます。

●お問い合わせ先 全日本仏教会 財務部 TEL 03-3437-9275

## 事務総局録事

### 9月(1日~15日)

- 1日 ▶ 関東大震災・都内戦災遭難者秋季慰霊大法要参列  
東京・東京都慰霊堂
- ▶ 平成27年度宗教学実務研修会出席 三重・ホテルグリーンパーク津
- ▶ 衆議院議員岸信夫事務所訪問 東京・衆議院第1議員会館
- 2日 ▶ 第170回宗教学法人審議会出席 東京・旧文部科学省庁舎
- 3日 ▶ 福島県仏教会訪問 福島・善導寺
- ▶ DAT伊藤氏来局 事務総局
- 4日 ▶ (公財)全国教誨師連盟主催教誨事業功労者表彰式典出席  
東京・法務省
- ▶ (公財)日本宗教連盟主催セミナー事前打ち合わせ出席 事務総局
- 7日 ▶ 法華宗(本門流)宗務院訪問 東京・法華宗(本門流)宗務院
- ▶ 大蔵経研究推進会議出席 東京・東京ガーデンパレス
- 8日 ▶ 第43回全日本仏教徒会議愛媛大会実行委員会出席  
愛媛・ベルモニー会館枝松
- ▶ (公財)全日本仏教尼僧法団65周年祝賀会出席 東京・霞山会館
- ▶ 興山舎関根氏来局 事務総局
- 9日 ▶ 朝日ビジネスソリューション(株)木村氏来局 事務総局
- ▶ 曹洞宗山崎秘書課長来局 事務総局
- ▶ 中外日報赤坂氏来局 事務総局
- ▶ 無料法律相談開催 事務総局
- 10日 ▶ (公財)国際仏教興隆協会理事会出席 東京・増上寺
- ▶ 局内会議 事務総局
- 11日 ▶ (公財)仏教伝道協会設立50周年記念Anniversary  
Concert出席 東京・恵比寿ザ・ガーデンホール
- ▶ 第31期第3回社会・人権審議会開催 事務総局
- ▶ 読売エージェンシー石川氏他来局 事務総局
- 14日 ▶ (株)大戸屋ホールディングス三森久美代表取締役社長  
お別れの会出席 東京・ホテルニューオオタニ

- ▶ (公財)日本宗教連盟主催第3回宗教学法人の公益性に  
関するセミナー出席 東京・増上寺
- ▶ BNN企画委員会出席 東京・庭野平和財団
- ▶ 臨済宗妙心寺派宗議会において本会事業説明  
京都・臨済宗妙心寺派宗務本所

### 9月(16日~31日)

- 16日 ▶ 自由民主党全日本仏教議員連盟設立総会出席  
東京・衆議院第1議員会館
- ▶ (株)阪急阪神ビジネスラベル鈴木氏来局 事務総局
- 17日 ▶ 聖観音宗浅草寺田中昭徳第28世貫首晋山式出席 東京・浅草寺
- ▶ 第31期第2回総務財政審議会開催 事務総局
- ▶ ヨンダム曹溪宗釋王寺住持他来局 事務総局
- 18日 ▶ 浄土真宗本願寺派主催「千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要」  
出席 東京・千鳥ヶ淵戦没者墓苑
- ▶ 全日本仏教青年会東海林理事長就任祝賀会出席  
東京・東京プリンスホテル
- ▶ 法華宗(本門流)二瓶宗務総長他来局 事務総局
- 25日 ▶ (公財)日本宗教連盟幹事会出席 事務総局
- ▶ インドAndhra Pradesh州観光局首席次官来局 事務総局
- 28日 ▶ 局内会議 事務総局
- 29日 ▶ (株)若林佛具製作所訪問  
東京・若林佛具製作所東京店
- ▶ 厚生労働省年金局事業管理課大西氏他来局 事務総局
- ▶ 澤茂樹事務所澤氏来局 事務総局
- 30日 ▶ 第43回全日本仏教徒会議愛媛大会実行委員会出席  
愛媛・寺田商店光輪閣
- ▶ 埼玉県佛教青年会創立40周年記念大会出席  
埼玉・浦和ワシントンホテル



# 寺院が知っておきたい法律知識

## 宗教法人運営のための法律入門⑬

### 収益事業の判定基準 1

収益事業とは、宗教法人法第6条にいう公益事業以外の事業のうち法人税法上で課税の対象となる34種類の事業のうち、事業場を設けて継続的に行われるものをいいます。

34種類の事業は本誌先月号（No.613・10月号）で紹介したとおりです。

#### 物品販売業

お守り・お札・おみくじのように、もともとそれ自体が宗教の対象であり、宗教活動の一環として頒布する物品は、その頒布価格を仕入原価との関係から見て、その差額が通常の物品販売における売買利潤ではなく、実質はお布施・喜捨金・お賽銭と同様と認められるようなものである限り、収益事業となる物品販売業には該当しません。

また、もっぱらその場で仏前や墓前に供えるために、線香・ロウソク・供花等を頒布しても、これに該当しません。しかし、これらも一般業者でも販売している物品（例：絵葉書・写真集・暦・朱印帳・文鎮・キーホルダー・ストラップ・箸・陶器等）と同様ですから、一般の物品販売業者とほぼ同額で参詣者等に販売している場合には、たとえその物品に寺院等固有の紋章や名称がついていたり、お守りを兼ねていたりしても「物品販売業に該当する」というのが課税庁の考え方です（法人税法基本通告15-1-10）。

しかし前述したように、あくまで宗教行為かどうか公益事業かどうか、判断の基準であり、その際、宗教法人が受け取る金銭の額は、宗教行為かどうか公益事業かどうかの判断をする上での参考となるにすぎないものです。そうでないと一般の店舗と同様の価格なら収益事業となり、高額なら宗教活動となって課税されないという、常識はずれの結論になってしまいます。ただ、この点において課税庁を説得することは、まず不可能と考えて対処しなければなりません。

#### 不動産販売業

これには以下の形態のものがあります。

- ① 山林その他の土地を宅地等に造成して譲渡する場合。
- ② 建物（借地権付、宅地付）を販売する場合。
- ③ 相当の期間に亘り、反復的に不動産の買入や売買を行っている場合。
- ④ 取引の相手方・資金繰り・広告宣伝の方法その他の状況に照らし、不動産の譲渡に関して対価を得て継続的な行為を行うものと認められる場合。

単に相当期間（10年以上）保有していた土地を譲渡したり、その土地に借地権を設定しても、ここという不動産販売業にはなりません。また土地を譲渡するために準備行為として整地や分筆をし、法令に従って私道を付設したりする行為は、上記①の「造成」に該当しません。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修